

## 第Ⅳ部 その他の災害対策

### 第1節 大規模事故災害への対応

地震や台風などの自然災害だけでなく、大規模な事故も児童生徒や教職員の生命を危険にさらす場合があります。各学校では、これまでに示してきた自然災害への対応策を参考に、適切な対応が求められます。

#### Q 市では自然災害以外にどんな災害を想定しているのですか？

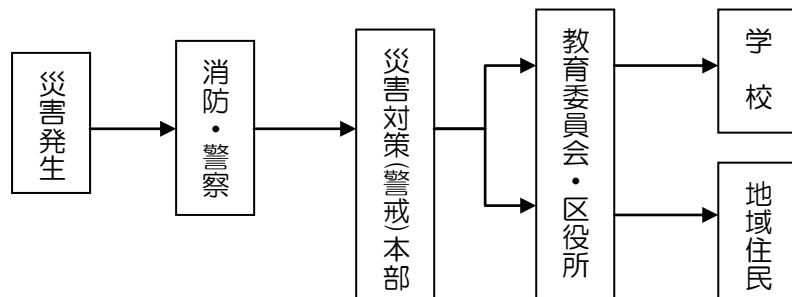
- A 地域防災計画では、自然災害以外の事故災害として次の7つを想定しています。
- どの災害も発生した場合は、多数の死傷者や施設被害が予想されますので、市ではそれぞれ応急対策を定めています。
- 大規模火災（高層建築物の火災・密集市街地火災の延焼・林野火災等）
  - 危険物等災害（危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等の事故による火災・爆発・発散・漏えい等）
  - 海上災害（船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故等）
  - 航空機災害（墜落、炎上等の航空機事故等）
  - 鉄軌道災害（列車の衝突、脱線転覆、火災等の鉄道事故等）
  - 道路災害（トンネル崩落、橋りょうの落下、斜面や壁面の崩落事故等）
  - 放射性物質事故（放射性物質取扱い事業所等からの放射線放出事故、核燃料運搬中の事故等）

#### Q 大規模事故災害が起きた場合、学校にどんな影響があるのですか？

- A 近隣の住宅や事業所などで発生した火災や爆発が広がり、学校施設や児童生徒に直接危険が及ぶことがあります。また、化学物質の発散や漏えいにより、児童生徒や教職員の健康に被害を及ぼすことも考えられます。
- さらに、近隣で起きた事故災害への応急対策として消火活動や救出活動が行われる場合、学校周辺が「火災警戒区域」「消防警戒区域」に指定され、区域内からの退去を求められる場合があります。この場合は従わねばなりません。

#### Q 大規模災害が発生した場合、学校にはどのように連絡が入るのですか？

- A 学校が独自に災害の発生を知る場合もありますが、原則的には次の系統となります。また、災害の状況によっては校外への避難勧告や命令があることも想定されます。その場合は、消防や警察から直接、学校に連絡があります。



#### 第Ⅳ部 その他の災害対策

##### Q 大規模災害発生時の学校の措置は？

A 最優先は児童生徒・教職員の安全確保です。各学校の防災計画に基づき、適切な避難が求められます。災害の状況により、校外への二次避難が必要な場合は、消防や警察の指示に従い、児童生徒全員の安全確保ができる広域避難場所等に避難することが大切です。

保護者への連絡も重要です。各種メディアによる報道も予想されますので、不安解消や混乱防止の意味からも、携帯連絡メール、学級連絡網等により保護者への緊急連絡が求められます。二次避難の場合、学校に児童生徒を引き取りに来てしまう保護者も想定されます。張り紙等で二次避難の場所を知らせることも必要です。

児童生徒の保護や下校のさせ方の判断等については、地震等の場合を参考にしてください。

##### Q 大規模事故災害での臨時休業は可能ですか？

A 学校教育法施行規則第63条にもとづき、臨時休業は可能です。災害の状況や学校施設の被害状況等により、授業を行うことが困難であると校長が判断する場合は臨時休業の措置をとります。この場合、同法と千葉県学校管理規則により、「臨時休業報告書」の提出が必要となります。

##### Q 学校ではどんな事前対策が必要なの？

A 住宅密集地、高層住宅、大きな工場、化学物質の工場や貯蔵所、駅や操車場、港湾施設、高速道路、トンネル、林野など大都市千葉市には様々な施設・環境があります。まず、自分の学校の学区地域にどんな事故災害リスクがあるか、想定しておくことも大切です。想定されるリスクに応じた準備・訓練などを積み重ねておくことが重要です。

また、広域避難場所を確認し、学校防災計画の中に位置付けておきましょう。

